

熊本市障がい者プランの策定について

1 計画策定の趣旨

現在の障がい者プランを策定後、障害者総合支援法・児童福祉法の改正や障害者差別解消法の施行などの法整備を受け、また熊本地震を経験し、今後も障がい者等を取り巻く環境や施策は大きく変化していくものと考えられます。本市においても、障がいのある人たちのニーズ把握、各種審議会や障がい者団体・市民からの意見聴取、国の動向等も踏まえ、今後の障がい者施策の更なる充実を図っていくため、平成30年度中に「熊本市障がい者プラン」を策定します。

2 計画の基本理念

新プランでは、これまで本市が掲げてきた「自立と共生の地域づくり」をいう基本理念を引き継ぐとともに、国の法制度等の動向や、障がいのある方のニーズ等を踏まえ、「**自立と共生のまちづくり**」を基本理念に掲げ、誰もが自分の能力を活かして社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できる環境づくりを総合的に推進するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本市が取り組むべき障がい福祉施策の基本的な方向を定めます。

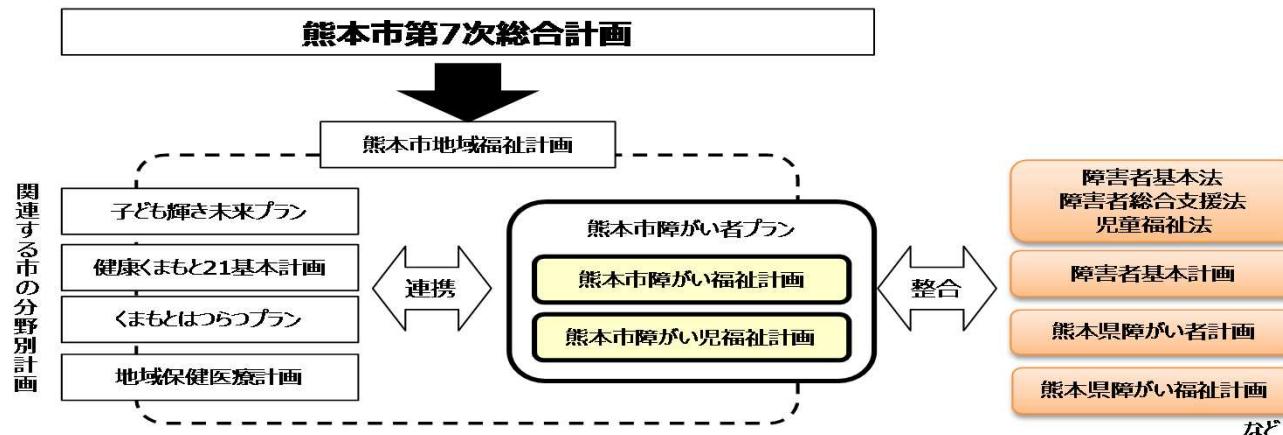
3 計画の基本目標

「自立と共生のまちづくり」という基本理念のもと、以下の3つの基本目標の達成に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施します。

- 目標 障がいへの理解啓発と権利擁護
- 目標 質の高い地域生活の実現
- 目標 安心して暮らせる社会体制の整備

4 計画の性格・位置づけ

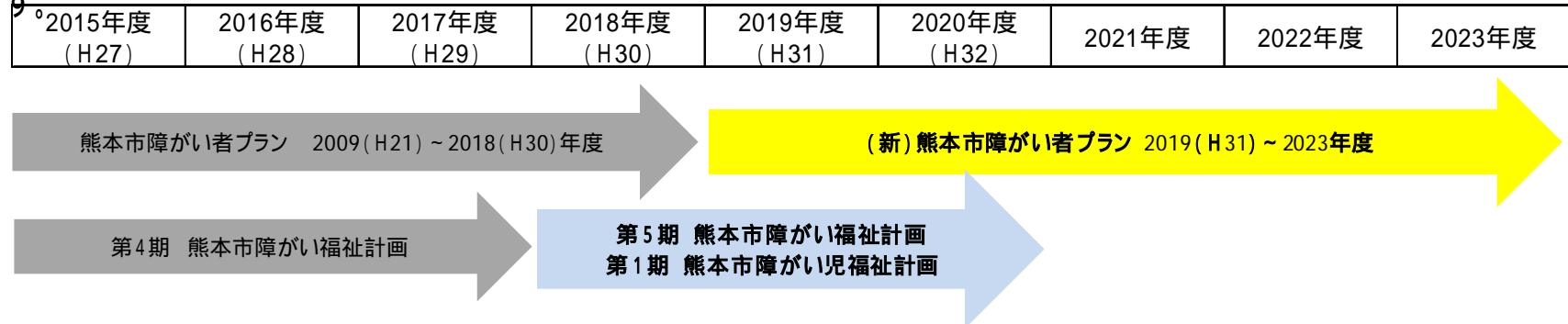
新しい障がい者プランは、現障がい者プランの理念を引き継ぐとともに、その実績や課題、本市の障がい福祉を取り巻く現状等を踏まえ、国や県の計画と整合性を図りながら必要な施策について策定します。



5 計画の期間

2019（平成31）年度から2023年度までの5年間

なお、本計画に基づいて施策を推進していくにあたっては、社会経済状況の変化や関係法令等の改正、社会保障制度改革等の動向にも対応する必要があるため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。



6 計画の進行管理（P D C Aサイクルによる計画の見直し）

計画に定めた事項については、本市のみならず関係機関・団体と連携し、定期的に進捗状況の調査・分析及び評価を行います。施策の実績や達成状況等については、「熊本市障害者施策推進協議会」等に報告し検証することで、計画の効果的な推進を図ります。

必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるなど、P D C Aサイクルの考えを取り入れながら積極的に取り組んでいきます。

7 熊本市の現状と課題

(1) 障がいのある人の現況

障害者手帳所持者数、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数、

障害福祉サービス支給決定者数 などを掲載

(2) 当事者アンケート結果等から見える市の課題

現障がい者プランで積み残された課題や当事者アンケート結果から見える、本市の課題について掲載

8 施策の体系

別紙（案）のとおり

9 スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定作業				骨格の作成		素案の作成		最終案の作成		完成		
協議会等					骨格提示			素案提示		最終案提示		
・障害者施策推進協議会 ・障がい者自立支援協議会 ・その他												
団体からの意見聴取							→					
アンケート等						当事者アンケート 障がい者サポーターへのアンケート				パブリックコメント		
議会報告					概要説明	骨格説明			素案説明	最終案説明		

10 当事者アンケートについて

1 . 調査の目的

「熊本市障がい者プラン」を策定するために必要な基礎資料を得ることを目的として、障がい児・者の生活状況、社会参加状況、障害福祉サービス利用状況等の実情とニーズ及び課題を把握するためのアンケートを実施する。

2 . 調査対象

市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、指定難病医療受給者証所持者、障害福祉サービス受給者を対象に、3,000人を無作為抽出し、調査対象とした。

3 . 調査方法

郵送法（郵送による配布、回収）

4 . 調査期間

平成30年7月3日～7月20日

5 . 調査項目

別紙調査票のとおり

障がい者プラン 施策の体系（案）

基本理念	基本目標	分野別施策	施策の方向性	備考（引き継ぐべき課題や新たに取り入れる視点）	現プランからの変更点
自立と共生のまちづくり	目標 障がいへの理解啓発と権利擁護	1 障がいのある人に対する理解の促進、広報啓発の推進	1 広報・啓発活動の推進 2 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進 3 ボランティア活動等の推進	・障がい者サポーター制度の推進、ヘルプカードの普及 ・市民のほか、職場や学校教育、教育関係者、市職員への理解啓発	分野別施策 現「1 相互理解の促進と市民参加の活動」 新「1 障がいのある人に対する理解の促進、広報啓発の推進」 *第4次障害者基本計画の基本的方向に「障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進」とあり、新プランでは「理解啓発」と「差別解消・権利擁護」でそれぞれ施策の方向性を定める。
		2 差別の解消及び権利擁護の推進	1 障がいを理由とする差別の解消の推進 2 権利擁護の推進、虐待の防止 3 行政等における配慮の充実	・障害者差別解消法、相談窓口の周知 ・成年後見制度の周知 ・職員対応要領の周知による行政窓口での合理的配慮の提供	
	目標 利用者本位の地域生活支援	3 利用者本位の地域生活支援	1 施設等から地域生活への移行支援 2 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実 3 生活を支援する障害福祉サービスの充実 4 精神障がい者の地域移行・社会参加支援 5 福祉に携わる人材の養成 6 情報提供の充実とサービスの質の向上 7 移動しやすい環境の整備	・障がい福祉サービスの質の向上 ・障がいの重度化・重複化、障がいのある人の高齢化への対応 ・地域生活支援拠点の整備	分野別施策 現「2 生活の場を拠点とする利用者本位の支援」 新「3 利用者本位の地域生活の支援」 新「6 障がい児支援の充実」
		4 保健と医療サービスの適切な提供	1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見 2 適切な保健・医療サービスの充実 3 難病に関する保健・医療施策の推進 4 精神保健・医療施策の推進	・保健、医療、福祉の連携体制の充実 ・心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業 ・難病患者への相談支援体制の充実	
	目標 雇用・就労の促進	5 雇用・就労の促進	1 雇用の場の確保 2 一般就労への移行と定着・継続への支援 3 福祉的就労への支援	・雇用前後の一貫した支援 ・就労、生活両面の一体的支援 ・福祉的就労の質の向上、底上げ（収入向上）	分野別施策 現「6 自立と社会参加への条件整備」 新「5 雇用・就労の促進」 新「7 スポーツ・文化芸術活動に対する支援」
		6 障がい児支援の充実	1 障がいのある学生への支援 2 療育・相談支援体制の充実 3 ライフステージに応じた支援体制の充実 4 発達障がい児への支援	・医療的ケア児や重症心身障がい児への支援 ・就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援 ・発達障がい者支援地域協議会を活用し、地域課題の情報共有及び関係機関の連携強化	分野別施策 現「2 生活の場を拠点とする利用者本位の支援」 新「3 利用者本位の地域生活の支援」 新「6 障がい児支援の充実」 *新たに策定した障がい児福祉計画推進に向け、障がい児支援に関する施策を強化
	目標 安心して暮らせる社会体制の整備	7 スポーツ・文化芸術活動に対する支援	1 スポーツ・文化芸術活動の促進 2 生涯学習の推進	・障がいのある人の各ライフステージにおける学びの支援	分野別施策 現「6 自立と社会参加への条件整備」 新「5 雇用・就労の促進」 新「7 スポーツ・文化芸術活動に対する支援」
		8 安心・安全のまちづくり	1 防災対策の推進（災害時の支援体制の充実） 2 防犯対策の推進 3 住まい・住環境の整備促進 4 ユニバーサルデザインの推進	・災害発生時における障がい特性に配慮した支援 ・消費者トラブル防止の推進、障がい特性に配慮した消費者相談 ・障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関等のバリアフリー空間の整備	分野別施策 現「4 すべての人にやさしく安全なまちづくり」 新「8 安心・安全のまちづくり」 *平成28年熊本地震から得た課題や教訓を活かし、「防災対策の推進」についての施策を強化
	9 情報アクセシビリティの向上	1 障がいのある人に配慮した情報提供の充実 2 情報・意思疎通支援の充実	・行政機関の情報提供方法の充実 ・障がいに応じたコミュニケーション手段の確保		

第4次障害者基本計画 概要

I 第4次障害者基本計画とは

【位置付け】**政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定）

【計画期間】**平成30(2018)年度からの5年間**

【検討経緯】障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、本年2月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成**

II 基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき**社会のあらゆる活動に参加**し、**その能力を最大限發揮して自己実現**できるよう支援

III 基本的方向

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進

- 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ^(*)向上の視点を取り入れていく
(*) アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
- アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入

2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

- (※) 障害者権利条約：我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。
- 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

- 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

第4次障害者基本計画 概要

IV 総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

V 各論の主な内容

1. 安全・安心な生活環境の整備

- 安全に安心して生活できる住環境の整備
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進
- 移動しやすい環境の整備
 - ・公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等）
- 障害者に配慮したまちづくりの推進
 - ・ICTを活用した歩行者移動支援

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及
 - ・聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築
- 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
 - ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

3. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
 - ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
 - ・音声によらない119番通報、障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制
- 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
 - ・Eメール等での110番通報、障害特性に配慮した消費者相談
 - ・障害者支援施設の安全体制確保

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
 - ・障害者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進
 - ・障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進
- 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護
 - ・相談支援専門員等による障害者虐待の未然防止

第4次障害者基本計画 概要

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施
- 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築
 - ・障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援
 - ・発達障害者等へのピアサポートの推進
- 地域生活への移行の支援
 - ・一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入
- 障害のある子供への支援の充実
 - ・医療的ケアが必要な障害児への包括的支援
- 身体障害者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発
- 障害福祉サービスの質の向上、人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
 - ・退院後の精神障害者の支援
- 地域医療体制
 - ・身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実
- 研究開発等の推進
 - ・最新技術を活用した自立支援機器の開発
 - ・難病治療法の研究開発

7. 行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
 - ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実
- アクセシビリティに配慮した行政情報の提供
 - ・行政機関の窓口での配慮
 - ・ウェブサイトにおけるキー操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
 - ・雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
 - ・精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進
- 多様な就業機会の確保
 - ・テレワーク等の柔軟な働き方の推進
 - ・福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上）
 - ・農業分野の就労支援

9. 教育の振興

- 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備
 - ・個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実
- 障害のある学生の支援
 - ・各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
 - ・障害者の各ライフステージにおける学びの支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加
 - ・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験
- 障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化
 - ・パラリンピック等のアスリートの育成強化

11. 国際社会での協力・連携の推進

- 国際的協調の下での障害者施策の推進
- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
 - ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第4次障害者基本計画 主な成果目標

< 安全・安心な生活環境の整備 >

指標	現状値（直近値）	目標値
一定の旅客施設のバリアフリー化率 ^(注1)	87.2%（段差解消） (2016年度)	約100%（同左） (2020年度)
ノンステップバスの導入率 ^(注2)	53.3% (2016年度)	約70% (2020年度)
福祉タクシーの導入台数	15,128台 (2016年度)	約28,000台 (2020年度)

(注1) 1日当たりの平均的な利用客数が3000人以上である全ての旅客施設のうち、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するものの割合

(注2) 公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外

< 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 >

指標	現状値（直近値）	目標値
対象番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	97.4%（NHK総合） 99.5%（民放キー5局） (2016年度)	100% ^(注3) (NHK総合・民放キー5局) (2022年度)

(注3) 対象時間を1日当たり17時間から18時間に拡大した上で100%

< 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 >

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	37.8%（一般市町村） (2017年4月)	70%以上（同左） (2022年度)

< 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 >

指標	現状値（直近値）	目標値
発達障害者支援地域協議会の設置率	87%（都道府県・政令市） (2016年度)	100%（同左） (2022年度)
地域生活支援拠点 ^(注4) を整備している市町村又は障害福祉圏域の数	37市町村9圏域 (2017年4月)	全ての地域 (2020年度)

(注4) 居住支援のための機能（相談、緊急時の受入等）を担う拠点

< 保健・医療の推進 >

指標	現状値（直近値）	目標値
精神病棟での1年以上の長期入院患者数	約18.5万人 (2014年度)	14.6～15.7万人 (2020年度)
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	〔2018年4月から新たに医療提供体制を整備〕	100% (2022年度)

< 雇用・就業・経済的自立の支援 >

指標	現状値（直近値）	目標値
一定規模以上の企業で雇用される障害者数	49.6万人（50人以上） (2017年6月)	58.5万人（43.5人以上） (2022年度)
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	171億円 (2016年度)	前年度比増（～2022年度）

< 教育の振興 >

指標	現状値（直近値）	目標値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	81.9%（指導計画） 75.7%（教育支援計画） (2016年度)	おおむね100% (2022年度)
障害学生の就職先開拓、就職活動支援を行う大学等の割合	21% (2016年度)	おおむね100% (2022年度)

< 文化芸術活動・スポーツ等の振興 >

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	19.2%（成人） 31.5%（若年層） (2015年度)	40%程度（成人） 50%程度（若年層） (2021年度)
パラリンピック競技大会における金メダル数	0個（夏季）（2016年） 3個（冬季）（2018年）	過去最高の金メダル数（夏季2020年、冬季2022年）

第5期熊本県障がい者計画（中間見直し） 基本方針

現 計 画

1 計画の基本的な考え方

I 目指す姿

※障害者基本法第1条第2項に基づき策定義務があり、本県における障がい者施策に関する基本的な計画として策定

※計画期間を平成27年度～平成32年度の6年間としており、平成29年度に中間見直しを実施

II 基本理念

- ◆障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
- ◆自らの選択・決定・参画の実現 ◆安心していきいきと生活できる環境づくり

III 重点化の視点

- 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組 ■家族に対する支援
- 地域生活への移行支援・地域生活支援 ■障がい特性に配慮した支援

2 障がい者を取り巻く現状と課題

- 国の動向
- 障がい者の動向
- 第4期熊本県障がい者計画の成果と課題
- 障がい者のニーズ

3 分野別施策

- I 地域生活支援
- II 保健・医療
- III 教育、文化芸術活動・スポーツ
- IV 雇用・就業、経済的自立の支援
- V 情報アクセシビリティ
- VI 安心・安全
- VII 生活環境
- VIII 差別の解消及び権利擁護の推進

4 数値目標

- 数値目標35項目
(計画期間2年目(平成28年度)時点の達成状況)
- ・達成率100%以上 8項目
- ・〃100%未満80%以上 9項目
- ・〃80%未満50%以上 13項目
- ・〃50%未満 5項目

追加記載

追加記載

見直し

中間見直し

2 障がい者を取り巻く現状と課題（プラン策定後の動き）

平成28年熊本地震の発生

- 障がいのある人の避難支援に係る個別計画の策定及び見直し
- 避難所における障がいのある人に対する支援
- 被災者の心のケア
- 障がい者福祉施設等の復旧及び耐震化

相模原市の障害者支援施設における事件

- 障がいのある人を取り巻く様々な障壁
- 措置入院者の退院後支援
- 障害者福祉施設の安全対策に係る情報共有
- 障害者福祉施設の入所者の安全確保、職員の職場環境づくり

国の制度改革

- 障害者差別解消法の施行
- 自殺総合対策大綱改定 等

障がい当事者団体等の意見

- 精神障がいのある人も地域で安心して生活できるような支援 等

3 分野別施策（新たな課題に対応する施策の追加）

① 平成28年熊本地震等を踏まえた「安心・安全施策」の充実

- 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の策定支援等
 - ・「避難所運営マニュアル」及び「福祉避難所運営マニュアル」の作成
 - ・障がい者の特性に応じた平時・災害時の取組指針の作成
- 災害時の避難所における支援体制の整備
 - ・避難所において、障がい特性に応じた情報の伝達、障がい者用トイレや必要な物資の確保
 - ・避難生活に困難が生じる障がい者に対応するため、指定避難所内に福祉避難スペースの確保
- 被災者の安心・安全の確保
 - ・熊本D C A T や熊本D P A T の技術の向上等を図るため、研修や訓練の実施
 - ・被災者の中長期にわたる心のケアに対応するため、訪問や電話等による相談、心の健康に関する普及啓発、被災者を支援する方への支援
 - ・熊本地震により被害を受けた障がい者福祉施設等の復旧

② 相模原事件等を踏まえた「差別の解消及び権利擁護」の推進

- 心のバリアフリーの推進
 - ・県民の、「心のバリアフリー」の理解促進と行動を起こすための支援
- ヘルプカードの普及
 - ・外見からはわかりにくい障がいのある人等への理解を広めるとともに、障がいのある人等の社会参加を支援するため、ヘルプカードの普及・啓発
- 行政機関における合理的配慮の推進

③ 地域生活支援施策の充実

- 障がいのある人をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「くまもと暮らし安心システム」の実現
- 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
- 意思決定支援の取組の充実
- 発達障がいについての医療体制の整備
- 医療的ケア児及び重症心身障がい児（者）への支援

精神医療連携体制の構築

- ・多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確にし、患者本位の医療を提供するため、多様な精神疾患等ごとの医療機関の役割分担や相互の連携体制の整備を推進

自殺対策の推進

- ・自殺者を更に減少させ、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、相談体制の充実や相談窓口の周知

障がい児（者）の歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上

- 特別支援学校にコミュニティ・スクールを導入

福祉と農業の連携による就労支援

- 在宅障がい者の就労支援

失語症者向けの意思疎通支援者の養成

- 手話言語条例の制定に向けた検討

聴覚障がい者のために、遠隔手話通訳サービスを実施

- 住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅登録制度の推進

4 数値目標（目標の見直し）

- 達成率が高い項目の見直しや、新しい施策に対応した新たな数値目標を設定（21項目）
- 中間見直し後の数値目標数：35項目→39項目
- 目標値を上方修正した数値目標：ハートフルバス制度の協力施設数、強度行動障がい支援者養成研修修了者数 等
- 追加した数値目標：自殺死亡率、発達障がいに対応できる医療体制が整備された圏域数 等